

個人情報保護 管理規定

2010年01月01日 施行

第1条 個人情報収集の目的

日本キャスティング協会（以下「JCA」という）が個人情報を収集する目的は、次の各号のとおりである。

- 1 JCA競技者登録会員（以下「会員」という。）の会員としての登録に使用する。
- 2 会員のキャスティングにおける事故に対するキャスティング保険の登録に使用する。
- 3 JCAが係わるキャスティングスポーツ等イベント（以下「イベント」という）参加者の参加登録、保険登録、審判登録に使用する。
- 4 会員やイベント参加者への情報の発送業務等のために使用する。
JCAが有益性の高い情報・サービス・サポートを提供するため、会員やイベント参加者等の嗜好や興味を収集・分析し、より質の高い事業開発の参考に使用する。
JCAがその他目的達成のため行う事業等に使用する。

第2条 個人情報の範囲

JCAが収集管理する個人情報とは、会員やイベント参加者等の個人を識別・特定できる情報(住所・氏名・生年月日・性別・職業・電話番号・FAX番号・メールアドレス)及びJCAの各種サービスの利用を通じてJCAに蓄積された個人の情報をさすものとする。

第3条 個人情報の管理

- 1 JCAは、個人情報を日本キャスティング協会 個人情報管理規程（平成21年4月1日制定 施行）に基づき適切に管理するものとする。
- 2 JCAの会員やイベント参加者等の集計業務、発送業務等を委託する場合、個人情報を適正に管理できる能力を有する者と適切な守秘義務の内容を盛り込んだ業務委託契約を締結し個人情報の管理に努めるものとする。

第4条 個人情報の提供・開示

JCAは、会員やイベント参加者等の個人情報を、次の各号に定める場合の他は第三者に提供・開示しない事とし、当該提供先・開示先に対して本規約を遵守させる義務を負うものとする。

- 1 会員及びイベント参加者等の同意を得た場合。
- 2 会員及びイベント参加者等の生命、身体又は財産の保護に必要な場合。
- 3 当該情報が公知の場合。
- 4 法令に基づく場合、又は行政機関等の指示・命令があった場合。
- 5 JCA又は第三者の法益を保護するため、やむを得ずに開示する場合。
- 6 個人を特定できないように処理した統計情報を第三者に開示する場合。
- 7 前1号から6号に掲げるものの他JCAは、キャスティングの普及発展に寄与すると認められる事項について関連省庁・団体及び法人等に提供・開示する場合。

第5条 個人情報の変更等の対応

JCAは、会員及びイベント参加者等から当該個人の個人情報の削除・変更・提供等を求められた場合、速やかに対応するものとし、申請者が本人であるかどうかの判断は、生年月日や住所、メールアドレス等の確認等、JCAが合理的であると考える手法で行うものとする。
また、JCA登録クラブ所属の会員の場合は、所属クラブの会員名簿管理責任者又は、各登録支部支部長

を介しての確認を行う。

第6条 個人情報の窓口

会員及びイベント参加者等がJCAに対して、個人情報の削除・変更・提供を要求する場合、又は個人情報の取扱いについて 何らかの異議を申し立てる場合は、事務局を所管とする。

第7条 個人情報の抹消の取扱いについて

会員の個人情報の抹消取扱いは以下と定める。

- 1 会員がJCAを退会した場合、JCAは会員個人を識別・特定できる情報を抹消する。
- 2 イベント参加者等の個人を識別・特定できる情報はイベント終了後一定の期間（概ね1カ年）を経た後に抹消するものとする。
- 3 JCAのイベントの成績・各種事業の利用を通じてJCAに蓄積されたアンケート結果等の履歴については、個人を特定できない範囲で使用できるものとする。
- 4 会員が登録更新の手続きをしていない場合は、3年を限度に個人情報を抹消するものとする。

第8条 免責事項

個人情報取扱いの免責事項は以下と定める。

- 1 JCAは、会員やイベント参加者等の不注意等による個人情報の漏洩が原因で生じた損害に関して、一切の責任を負わないものとする。
- 2 JCAはJCAのホームページにリンクが設定されている他のウェブサイトの個人情報保護やコンテンツの内容や利用によって生じたあらゆる損害に関して、一切の責任を負わないものとする。

第9条 各種情報等の停止・再開

JCAが会員に送付するメールマガジンや各種情報等の配信の停止及び再開は、所属のクラブ・所属支部を通じて行うものとする。

ただし、JCAにメールアドレスを登録している会員は、JCAホームページからEメールにて配信の停止及び再開が行える。

付 則

第 1 条 この規定は2010年1月1日より施行する。